

高橋重機株式会社建設副産物リサイクルセンター
〒028-7302 岩手県八幡平市松尾寄木第13地割145～128-2
TEL 0195-71-1600

産業廃棄物処分業許可証

許可番号 00321037456

許可の年月日 平成30年4月25日

許可の有効年月日 令和5年4月24日

1. 事業の範囲

(1) 中間処理(破碎処理)

取扱う産業廃棄物

- ・ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(これらのうちコンクリートくずに限る。)
- ・がれき類(アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。)

以下余白

(2) 中間処理(移動式破碎施設による破碎処理)

取扱う産業廃棄物

- ・ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(これらのうちコンクリートくずに限る。)
- ・がれき類(アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。)

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 破碎施設Ⅰ

ア 設置場所

岩手県八幡平市松尾寄木第13地割145番、128番2、161番、177番、178番、181番、375番、376番及び378番1(固定式での稼働は1台とし、稼働しない破碎機は八幡平市松尾寄木第15地割428番1にて駐機する。)

イ 設置年月日

平成16年12月6日

ウ 処理能力

ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(これらのうちコンクリートくずに限る。)、がれき類(アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。)

1040t/日(130t/時間)

エ 設置許可年月日

平成16年11月30日

オ 設置許可番号

第204082-24号

カ 保管施設

別表のとおり

(2) 破碎施設Ⅱ

ア 設置場所

・(固定式)岩手県八幡平市松尾寄木第13地割145番、128番2、161番、177番、178番、181番、375番、376番及び378番1

・(移動式)盛岡市を除く岩手県内の排出事業場(駐機場:岩手県八幡平市松尾寄木第13地割145番、128番2、161番、177番、178番、181番、375番、376番及び378番1)

イ 設置年月日

平成30年7月25日

ウ 処理能力

ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(これらのうちコンクリートくずに限る。)、がれき類(アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。)

1040t/日(130t/時間)

エ 設置許可年月日

平成30年6月20日

オ 設置許可番号

第118082-5号

カ 保管施設

別表のとおり

以下余白

3.許可の条件

移動式破碎施設による破碎処理を行う場合には次によること。

- (1)日曜日及びその他の休日は作業を行わないこと。
- (2)午後7時から翌日の午前7時までの間は作業を行わないこと。
- (3)敷地境界における騒音の大きさを85デシベル以下とすること。
- (4)敷地境界における振動の大きさを75デシベル以下とすること。
- (5)粉じんの発生を防止するため、散水等所要の措置を講ずること。
- (6)コンクリート粉じんを原因とする強アルカリ排水の発生を防止するため、必要な措置を講ずること。

以下余白

4.許可の更新又は変更の状況

- 平成15年4月25日 当初許可
平成16年12月1日 事業範囲の変更許可(事業の範囲にガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(コンクリートくずに限る。)の中間処理(破碎処理)を追加したこと。)
平成17年1月25日 変更届出書受理(破碎施設を変更したこと)
平成20年4月25日 更新許可
平成25年4月25日 更新許可
平成25年11月11日 変更届出書受理(名称を高橋重機有限会社から変更したこと。)
平成28年1月12日 変更届出書受理(保管施設の概要を変更したこと。)
平成30年4月25日 更新許可
平成30年8月8日 変更届出書受理(破碎施設を1施設追加したこと。)

以下余白

5.規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

以下余白

(別表)保管施設の概要

破碎施設所在地 岩手県八幡平市松尾寄木第13地割145番、128番2、161番、177番、178番、181番、375番、376番及び378番1

産業廃棄物の種類	保管高さ	保管面積	保管体積	保管重量	備考
	(m)	(㎡)	(m ³)	(t)	
破碎前コンクリート廃材	4.0	400.0	661.4	-	屋外保管
破碎前アスファルト廃材	4.0	400.0	661.4	-	屋外保管
破碎後コンクリート廃材①	3.0	3000.00	7236.00	-	屋外保管
破碎後コンクリート廃材②	3.0	1376.00	2994.00	-	屋外保管
破碎後アスファルト廃材①	3.0	2200.00	5106.00	-	屋外保管
破碎後アスファルト廃材②	3.0	3600.00	8856.00	-	屋外保管

以下余白

産業廃棄物収集運搬業許可証

許可番号 00301037456(岩手県)

許可の年月日 令和3年3月12日

許可の有効年月日 令和8年3月11日

1.事業の範囲

(1)産業廃棄物の種類

取扱う産業廃棄物

(石綿含有産業廃棄物を含む。また、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
汚泥(無機性汚泥に限る。)、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、がれき類

以下余白

(2)積替え・保管を含むもの 無
以下余白

2.許可の条件
以下余白

3.許可の更新又は変更の状況

平成3年2月19日	当初許可
平成8年2月19日	更新許可
平成13年3月12日	更新許可
平成16年7月9日	事業範囲の変更許可(産業廃棄物の種類に廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くずを追加したこと。)
平成18年3月12日	更新許可
平成23年3月12日	更新許可
平成25年11月11日	変更届出書受理(名称を高橋重機有限会社から変更したこと。)
平成28年3月12日	更新許可
令和1年8月5日	事業範囲の変更許可(産業廃棄物の種類に汚泥(無機性汚泥に限る。)を追加したこと。)
令和3年3月12日	更新許可

以下余白

4.積替え許可(盛岡市の許可)の有無 無

以下余白

5.規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無
以下余白

許可番号(青森県)	00201037456
許可の年月日	令和3年3月3日
許可の有効年月日	令和8年3月2日
許可番号(秋田県)	00501037456
許可の年月日	令和3年2月15日
許可の有効年月日	令和8年2月14日

処分料金表

アスファルトガラ	2,400円/t
コンクリートガラ(有筋)	2,400円/t
コンクリートガラ(無筋)	2,400円/t

※見積もりも受け付けております。
ご依頼は高橋重機(株)本社まで
TEL 0195-75-0123

当社の見学については、下記の本社まで直接ご連絡ください。
申し込みに応じて随時行っております。

本社 TEL 0195-75-0123
FAX 0195-76-4121